

こんにちは



民生委員・児童委員です!



{生活上の心配ごと、困りごとをご相談下さい}



保存版

▷相談内容の秘密は守ります◁

民生委員・児童委員とは

地域住民の立場にたって
地域の福祉を担うボランティアです

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です(再任が可能)。

人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意ある人など要件を満たす人が、宮崎県知事に推薦され、意見を聴いた後に委嘱されます。

民生委員・児童委員は

地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、
専門機関へのつなぎ役です

地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行っています。医療や介護の悩み、子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、専門機関のつなぎ役として活動しています。民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。



主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を専門に
担当する民生委員・児童委員です

主任児童委員は、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、制度化された、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。主任児童委員は、担当区域をもたず、地区内の民生委員児童委員や、学校・保育所など児童にかかわる専門機関と連携しながら、子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。



民生委員児童委員協議会(民児協)とは

地区民生委員児童委員協議会と
西都市民生委員児童委員協議会で組織

民生委員・児童委員は、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員への研修を実施することを目的に、民生委員法により、地区(妻・穂北・三納・都於郡・三財・東米良)ごとに民生委員児童委員協議会を設置すると共に、西都市民生委員児童委員協議会を組織し、委員同士の連携や質の向上に努めています。





親に介護が
必要!
どこに相談
すればいいの?

障がい者の
福祉サービス
どんなものがあるの?



訪問販売
還付金詐欺等
消費者トラブル
が心配

このような悩み、お困りごとはありませんか?

民生委員・児童委員は
西都市に!! 地域に!!
笑顔を広げます。

身近な相談相手として地域住民に寄り添い、専門機関につなぎます。

社会との
かわりに不安
働きたいが
自信がない



子どもの
元気がない
学校に
行きたがらない



近所の家で
親の怒鳴り声や
子どもの泣き声
虐待では?



子育ての
不安や悩み
聴いてくれる
窓口はないの?



ボランティアに
興味がある
どこに相談すれば
いいの?



近所の
高齢者が
徘徊している
心配だ!

地域福祉の向上に向け社会奉仕の精神を持って、ボランティア活動も積極的に推進しています。

児童の見守り活動



児童の登下校時における見守り支援活動を推進しています。

訪問・支援活動



支援が必要な高齢者宅などを定期的に訪問し、声掛けや安否確認を行っています。

ふれあい・いきいきサロンの推進



区長・福祉協力委員と連携・協働しながら高齢者の居場所づくりをすすめています。

民生委員・児童委員は、皆さまの身近な地域で活動しています。

(お住いの地域の担当委員がわからない場合は、下記までお問い合わせ下さい)



西都市民生委員児童委員協議会

(西都市社会福祉協議会・地域福祉活動おうえんセンター)

〒881-0034 西都市妻町1丁目73番地(西都市生きがい交流広場内)

TEL.0983-32-0910/FAX.0983-32-0909/E-mail:ikigai-kouryu@face.ne.jp